

# 職員の給与と人事行政などの状況について

市では法令に基づき、市職員の給与や勤務条件などのほか、公平委員会の業務状況について、市民の皆さんへ概要をお知らせします。

## 給与の状況

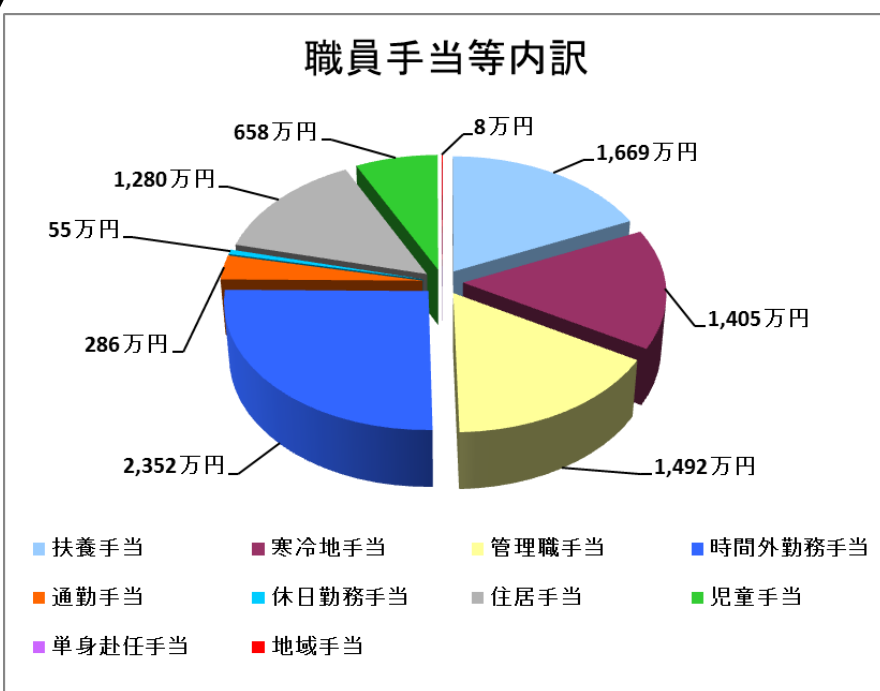
### 1. 職員給与について

(平成26年度一般会計決算)

▽ 一般職員に支払う給料、職員手当、期末勤勉手当を合わせた職員給与は、総額 8 億 9,334 万円。歳出総額に占める割合は 6.1% となっています。

	職員数 ①	給与費				1人当たりの 給与費 ②÷①
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計②	
平成26年度	177人	5億9,839万円	9,205万円	2億 290万円	8億9,334万円	505万円
平成25年度	179人	5億6,754万円	1億 34万円	2億 600万円	8億7,388万円	488万円

職員手当等内訳	
扶養手当	1,669 万円
寒冷地手当	1,405 万円
管理職手当	1,492 万円
時間外勤務手当	2,352 万円
通勤手当	286 万円
休日勤務手当	55 万円
住居手当	1,280 万円
児童手当	658 万円
地域手当	0 万円
単身赴任手当	8 万円
計	9,205 万円



### 2. 初任給、平均給料などについて

(平成27年4月1日現在)

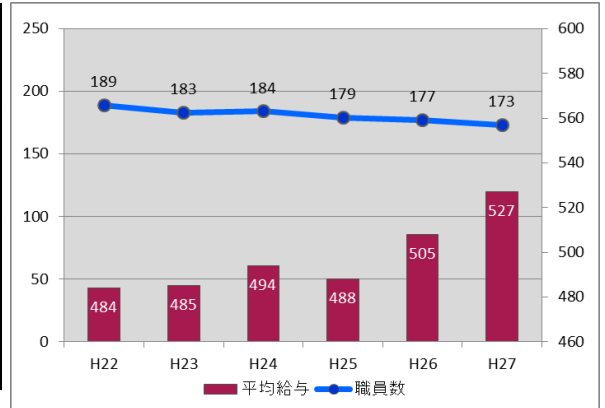
▽ 職員の給料は、条例で定めた給料表によって決まります。平成27年度は、一般職員給料を平均5%の減額に見直しましたが、引き続き管理職手当の20%減額や期末勤勉手当の削減、役職加算の凍結などを行うことにより、国や他の団体と比較して低い水準となっています。

●留萌市と国との支給額の比較

		初任給	平均給料 (平均年齢)	平均給与
市	大卒	170,716円	300,100円 (44.1歳)	346,800円
	高卒	139,258円		
国	大卒	総合職 181,200円	334,283円 (43.5歳)	408,996円
		一般職 174,200円		
	高卒	142,100円		

※市は減額後の支給額を記載しています。  
 ※平均給与は国の算出方法に合せているため、  
 決算の1人当たり給与費とは異なります。

●一般会計における職員数と平均給与の推移



※平成27年の平均給与は見込み

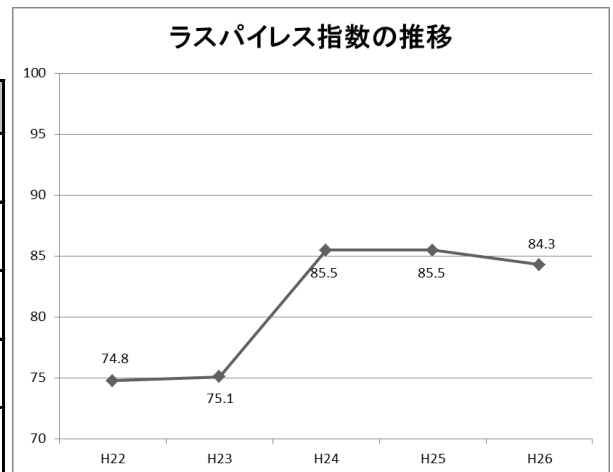
3. ラスパイレス指数について

(平成27年4月1日現在)

▽ 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す「ラスパイレス指数」は、留萌市の場合84.3です。道内市町村中下から2番目、全国でも下から8番目に位置しています。

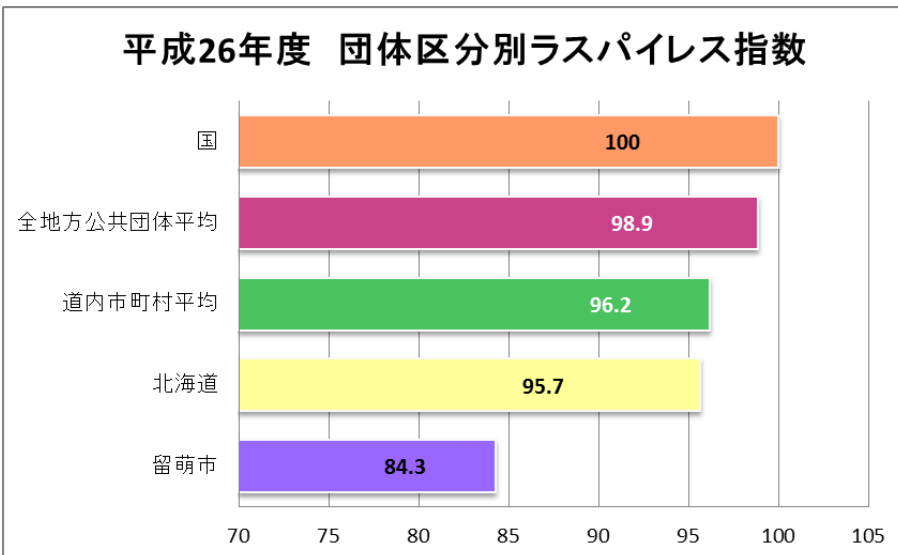
団体区分別ラスパイレス指数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国	100.0	100.0	100.0
全地方公共団体平均	107.0 (98.9)	106.9 (98.9)	98.9
道内市町村平均	103.5 (95.6)	104.3 (96.4)	96.2
北海道	102.1 (94.4)	101.9 (94.1)	95.7
留萌市	85.5 (79.0)	85.5 (79.0)	84.3



※ ( ) 内は国が2年間に限り実施した特例削減が無かった場合

平成26年度 団体区分別ラスパイレス指数



#### 4. 特別職などの給与について

(平成27年4月1日現在)

▽ 平成27年度の副市長と教育長の給料は、26年度と同様に20%減額となっています。また、市長の給料は、引き続き30%減額となっています。また、期末手当の削減や役職加算を凍結しています。退職手当は任期ごとに支給されます。

市議会の議長、副議長、議員の報酬月額は15%を減額し、期末手当の削減を行っています。

区分	給料月額	期末手当		退職手当	
		支給月数	役職加算		
市長	630,000円 (900,000円)	3.08月分 (3.85月分)	0% (15%)	(算定方式) 給料月額×支給率×在職年数 ＜支給率＞市長5.5、副市長4.5、教育長3.3	
副市長	576,000円 (720,000円)				
教育長	496,000円 (620,000円)				
議員	議長	3.74月分 (3.85月分)	—	—	
	副議長				306,000円 (360,000円)
	議員				280,500円 (330,000円)

※ ( ) 内は減額前の支給額、支給月数、加算率

## 5. 職員手当について

(平成27年4月1日現在)

▽ 職員には、給料のほかに一定の条件に該当する場合に諸手当が支給されます。下記の手当のほかに寒冷地手当や時間外勤務手当などがあり、勤務の状況に応じて支給されます。

退職手当は退職時の給料月額に、勤続年数と退職事由に応じて、支給率を乗じた額が支給されます。なお、国に準じ、平成25年度から段階的に支給率を引き下げています。

区分	内容		
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族6,500円(配偶者がいない場合1人目は1,000円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算)		
管理職手当	部長級	51,600円(64,600円)	
	課長級	38,300円(47,900円)	
	課長補佐級	30,400円(38,100円)	
通勤手当	通勤距離 2km以上	交通機関の利用	上限55,000円
		自家用車の利用	上限24,500円(例)片道5Km未満2,000円
住居手当	借家など、月額家賃が12,000円を超える場合 上限27,000円		
期末勤勉手当	6月期		12月期
	期末手当	1.12月分 (1.225月分)	1.28月分 (1.375月分)
	勤勉手当	0.675月分 (0.75月分)	0.675月分 (0.75月分)
	合計	2.4月分 (2.6月分)	
	役職加算	0% (5~15%)	

※ ( ) 内は減額前の支給額、支給月数、加算率

退職手当	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	20.455月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
定年	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分

## 人事行政の状況

### 1. 採用、退職、役職別職員数について

(平成27年4月1日現在)

▽ 平成26年度中の採用者は、消防組合に派遣した3名を除き35名で、一般会計で事務職3名、上級土木職、管理栄養士、幼児療育指導員、建築職の各1人を採用したほか、市立病院で医療職員を採用しました。

退職者は、消防組合退職者2名を除き、46名となっています。

#### 会計別職員数増減

区分	平成26年度	平成27年度	増減
一般会計	177人	173人	-4人
特別会計	19人	19人	0人
企業会計 (病院・水道)	311人	304人	-7人
合計	507人	496人	-11人

※増減には、採用・退職のほか会計間異動を含む

#### 一般会計における役職別職員数の状況

標準的職務	職員数	構成比	対前年増減
係員・主任職	96人	55.5%	-3人
係長・主査職	45人	26.0%	-2人
補佐・主幹職	4人	2.3%	1人
課長職	22人	12.7%	0人
部長職	6人	3.5%	0人
計	173人	100%	-4人

## 2. 勤務時間、休暇、休業について

▽ 職員の勤務時間は、8：50 から 17：20 まで（うち休憩 45 分間）です。

ただし、公務上の必要に応じて時間外勤務などがあります。休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇のほか、無給となる組合休暇、介護休暇、育児休業があります。

## 3. 分限および懲戒処分について

▽ 分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反して降任、休職、免職とする処分です。平成 26 年度は該当ありませんでした。

懲戒処分とは、職員に法令違反や職務上の義務違反、職員としてふさわしくない行為があった場合に科す処分として戒告、減給、停職、免職があり、25 年度には戒告が 1 件、減給が 2 件ありました。

種類	処分の効果
免職	職員の意に反してその職を失わせる処分。
停職	一定期間、職務に従事させない処分。 留萌市では 1 日以上 6 月以下。
減給	職員に対する制裁として一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分。留萌市では職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で、1 日以上 6 月以下の期間、給料の 10 分の 1 以下に相当する額を給料から減じて支給。
戒告	職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分。

このほか、懲戒処分に至らないが不問に付することが適当でない場合として、軽微な処分（訓告、嚴重注意、注意）を科すことがあります。

◎懲戒処分（戒告以上）を受けた場合、1 月 1 日の昇給時に『昇給しない』若しくは通常より『昇給が抑制される』ほか、勤勉手当が処分内容に応じた成績率となり通常時と比べて減額となります。

## 4. 研修および勤務評定について

▽ 職員研修は市職員研修規程により、必要な基本的知識や技能を習得するための基本研修、専門的知識や技能の習得をはじめ、特定事項の調査・研究、実務経験などにより資質の向上を図る派遣研修などを行い、市民全体の奉仕者としてふさわしい能力の育成を目指し、毎年策定する研修計画に基づき実施しています。

また、毎年 1 月の昇給時期に勤務状況の評定を実施しています。

## 5. 福祉・利益保護

▽ 職員に、各種健康診断を実施しています。経過観察、要再検査の職員の割合が高くなっていくことから、健康診断の結果を今後の生活に活かしていくように指導しています。

地方公務員の公務又は通勤途中における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）によって本人又は遺族若しくは被扶養者が受ける損害を補償します。

## 6. 公平委員会

▽ 平成 26 年度において、職員からの措置の要求、不服申し立て、苦情相談の要求はありませんでした。

**効果的な組織づくりと市民満足度の向上を目指して**

**市職員の給与・人事行政に関するお問い合わせ**

**市・総務部総務課人事研修係 ☎42-1802 FAX43-8778**